第三百七十一号

令和五年

四月二十日

日

木

曜 (一) 名称

公

目

次

○都市計画の変更図書の縦覧……………………………………………………………………………二七九 ○落札者の決定について………………………………………………………………………………二七七 ○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)………………二七七

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……

公 告

落札者の決定について

本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものであ 年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日 で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブ

令和五年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

落札に係る役務の名称及び数量

名称 統合宛名システム更新・運用保守業務

数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

名称 山梨県総務部情報政策課

所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

落札者を決定した日 令和四年十一月二十九日

Щ 梨 県公 報 第三百七十一号 令和五年四月二十日

落札者

住所 兵庫県伊丹市御願塚三丁目一番十八号

株式会社システム・エージ

六 五 落札金額 三千六百五十二万円

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 よる公告を行った日 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に 令和四年十月十三日

随意契約の相手方の決定について

るものである。 に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係 ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千 九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日 経済上の連携

令和五年四月二十日

山梨県知事

長

崎

幸 太 郎

随意契約に係る役務 財務会計システム第四期統合サーバへの移行作業業務

数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

 $(\stackrel{\frown}{-}) \ (\stackrel{}{-})$ 名称 山梨県総務部情報政策課

所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番

随意契約の相手方を決定した日 令和五年二月十日

随意契約の相手方

名称 日本電気株式会社

住所 東京都港区芝五丁目七番 二号

Ŧi. 契約金額 四千九十二万円

契約の相手方を決定した手続 随意契約

るため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 随意契約によることとした理由 山梨県財務会計システムの開発業務の受託者であ

年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号該当)。

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一

項の規定による届出が

Щ

公告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり

令和五年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

二 届出の概要

県山梨市七日市場字高芝原八百四十二番外 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フーズマーケットおかじま七日市場店 山梨

並びに法人にあっては代表者の氏名
2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

変更前	変更後
ウエルシア薬局株式会社	ウエルシア薬局株式会社
代表取締役 松本忠久	代表取締役 田中純一
東京都千代田区外神田二丁目二番十五	東京都千代田区外神田二丁目二番十五
号 外一者	号 外一者

3 変更の年月日 令和五年三月一日

一 届出年月日 令和五年三月二十七日

センター エンター 一般覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

五 縦覧期間 この公告の日から令和五年八月二十一日まで

▶ 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおりあったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定による届出が大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

令和五年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社山梨

並びに法人にあっては代表者の氏名

変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

変更前	変更後
弋長Q帝安 公本忠人ウエルシア薬局株式会社	弋長仅帝父 田卜屯一ウエルシア薬局株式会社
都千代四	二代

3 変更の年月日 令和五年三月一日

二 届出年月日 令和五年三月二十七日

センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

五 縦覧期間 この公告の日から令和五年八月二十一日まで

公共測量の終了

規定により公示する。わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項のわった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省都市局都市政策課から次のとおり公共測量の実施を終測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和五年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

こ 測量の種類 公共測量(3D都市モデル作成)

| 二 測量の地域 甲府市の一部

三 測量の期間 令和五年二月二十日から令和五年三月二十二日まで

公共測量の実施

令和五年四月二十日たので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受け第一項を開出工十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 測量の種類 公共測量(航空写真撮影、 同時調整、 砂防基盤図作成
- 測量の地域 南巨摩郡南部町
- 三 測量の期間 令和五年四月十日から令和五年八月三十一日まで

都市計画の変更図書の縦覧

図書を次の場所において縦覧に供する。 ので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該 十条第一項の規定により南アルプス市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けた 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二

令和五年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 都市計画の種類 南アルプス都市計画地区計画
- 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十一号

第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項、 令和五年四月二十日 第七条、 第十七条

山梨県選挙管理委員会

小 宮 Ш

博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

奥脇和一後援会	正友会	今村力後援会パワーズ	渡辺たかぞう後援会	名称
	志村篤彦	市川千寿	渡邉隆三	代表者氏名
渡辺英雄	井口俊弘	五味安則	渡邉牧子	会計責任者氏名
富士吉田市松山三-六-二四	中巨摩郡昭和町西条四二九九	中巨摩郡昭和町河西一六三〇-二	南都留郡忍野村忍草一三六一	主たる事務所の所在地
令和五年四月一	十一日	五日 五日 五年 三月十	令和五年三月九	設立年月日
	令和五年四月四	七日 令和五年三月十	令和五年三月九	届出年月日

Щ

報 第三百七十一号 令和五年四月二十日

Щ

梨県公

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届(国会議員関係政治団体の区分)

旧	新	区分
豊 二	Li .	名称
号に係る国会議員関係政治団体法第十九条の七第一項第一号及び第二	国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体の区分
坂口 岳洋		公職の候補者の氏名
衆議院議員		職の種類公職の候補者に係る公
十七日 年三月二		異動年月日
十七日	令和五年三月二	届出年月日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	申にな			南巨摩郡富士川町舂米六七二	令和五年三月十	令和五年三月十
旧	· 新方 <i>会</i>			ONE 二-A 南アルプス市小笠原三二-九 LIFE	日	日
新	二日刊女委委会	渡辺俊久			令和元年二月十	令和五年三月十
旧	ガ日禾政役接会	滝口萬利			目目	日
新				富士吉田市下吉田東四-八-三	令和四年一月一	令和五年三月十
旧	ガ日釆政役接会			富士吉田市上暮地八-八-一三	日	日日
新	· 不文式会 爱 字面		土屋実		令和四年十二月	令和五年三月十
旧	(1) 出版 (加藤正幸		日	日
新	11日 11車3多 愛之	秋山泉			令和五年二月五	令和五年三月十
旧	日日十種行物	小屋 忠嗣			日	六日
新	走 口 之			西八代郡市川三郷町上野一三〇-一	令和五年三月十	令和五年三月十
旧	桂禾会			西八代郡市川三郷町上野一九九 - 一	七日	七日
新	、 天 引 よ い 力 会 爰 会			甲府市蓬沢町一二八三-七	令和五年三月十	令和五年三月二
旧	ラ野にし & 宿接会			甲府市蓬沢町一一四六	日	十二日
新	うり、ボルクを爰会	谷 内 茂 浩			令和四年一月十	令和五年三月二
旧	名戸しいてきる対会	谷内眞			日	十七日
-	_	_				_

山梨県公報 第三百七十一号 令和五年四月二十日

佐藤茂樹	坂口岳洋	氏名
県議会議員	衆議院議員	公職の種類
佐藤茂樹後援会大樹の会	豊山会	資金管理団体の名称
甲府市飯田五-一八-六	三 笛吹市石和町今井二九六 –	主たる事務所の所在地
佐藤茂樹	坂口岳洋	代表者氏名
令和五年三月十一日	令和五年三月二十七日	資金管理団体でなく
三日 令和五年三月十	十七日 令和五年三月二	届出年月日

新 日本恵美女台車見口型乞羽	人 保和博		中央市山之神流通団地北二	令和五年四月一	令和五年四月四
旧日本募買和海里日季了音	石下拓也	仁科馨	甲府市徳行四-一三-三〇		
政治資金規正法第十七条第一項による届出	居出 政治団体解散届				
名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
佐藤茂樹後援会大樹の会	佐藤茂樹	河 野 一 男	甲府市飯田五-一八-六	一日 令和五年三月十	三日 令和五年三月十
一之瀬しげき後援会	鈴 木 幹 彦	一之瀬学	西八代郡市川三郷町黒沢九三二	六日	十日 令和五年三月二
明友会	近藤明忠	近藤達男	都留市古川渡八四九	二十日 年十二月	十日 令和五年三月二
陸実会	花 形 幹 夫	池谷賢一	甲府市中畑町九二七-七	三十一日 十二月	十七日 年三月二
鳴ゆう会	小 林 優	小 林 昭 一	南都留郡鳴沢村三三四九	三十一日 十二月	十九日 年三月二
小林ひろゆき後援会	小 林 弘 幸	野島昌国	大月市大月三-六-一一	三十一日 令和四年十二月	日 令和五年四月五
深呼吸のできる山梨	坂本浩臣	から 明 田	大月市大月三-六-一一	三十一日 一	日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

旧	新	区分
ij	取 方 圭	氏名
		公職の種類
1	生日公	資金管理団体の名称
九 - 西八代郡市川三郷町上野一九	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	主たる事務所の所在地
		代表者氏名
七日	令和五年三月十	異動年月日
七日	令和五年三月十	届出年月日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

	小
	林
	優
	—— 村 長
	長
	鳴ゆう会
	会
	南
	都留
	南都留郡鳴沢村三三四
	村三
	三四
	九
	小
	林
	優
	日令
	日
	十一
	月三
	十一
	十令
	日五年
	十九日 年三月二

山梨県公報

第三百七十一号 令和五年四月二十日